

2018年度税制改正において特例事業承継税制が創設され、都道府県に申請された「特例承継計画」の件数は11月末現在1330件（中小企業庁調べ）で、関心の高さがうかがえます。今後も申請件数の増加が予想されます。

ところで、事業承継では税務対策だけに意識を向けていると、思わぬ失敗をすることとなります。併せて民法の遺留分対策も必要です。

相続が発生すると法定相続分は生前贈与された自社株の価額を含めて計算されます。この生前贈与分を特別受益といい、それを除外したところで相続するものと考えがちなので注意が必要です。遺言書があっても、遺留分（最低限相続できる権利で子は法定相続分の2分の1）を侵害された相続人からその減殺請求を受ける可能性があります。

また自社株の評価は贈与された時点ではなく、相続時の価額とされます。後継者の努力で業績を伸ばした場合、法



税理士法人 押田会計事務所  
代表社員 税理士

税理士、行政書士。1991年押田会計事務所開業後、TKC全国会員として資産税システムの開発に携わる。現在は同全国システム委員会委員長。「遺産分割と相続発生後の対策」（共著）など著書多数。

押田 吉真氏

## 民法特例規定の活用

## 事業承継

の現場から

定相続分と遺留分も増えています。なお、本年7月に相続に関する民法などの規定の改正法が成立しました。これにより、遺留分の減殺請求を受けた場合は金銭での清算が原則とされ自社株を渡す必要はなくなりましたが、資金の当てをしなければなりません。事業承継をする場合に遺言書を作成するのは必須ですが、特別受益や遺留分の考え方をよく理解し対応することが求められます。

このようなトラブルを避けるために、中小企業経営承継円滑化法では遺留分に関する民法の特例規定を設けています。具体的には、先代経営者が元気なうちに推定相続人全員の合意があれば、後継者に

## 遺留分のトラブル回避

贈与された自社株を遺留分算定財産から除外することができず（除外合意）。また、株式の評価額を合意時点での価額に固定することも可能です（固定合意）。その手続きは、推定相続人全員の書面による合意を前提に経済産業相に遺留分にかかる合意を申請します。そして、円滑化法の規定を満たしているか確認を受けた上で、家庭裁判所の許可を得ることとなります。これは後継者が単独でできるようになっています。

また合意時に必ずしも代償財産を渡さなければならぬわけではないかもしれませんが、非後継者の納得を得るために金融資産などで遺留分を満たす手当ては必要でしょう。固定合意の株式の評価額はさまざまな計算方法があるので専門家が算定する必要があります。

後継者はつい税務だけに目を向けがちですが、認定経営革新等支援機関の税理士の助言を受けて安定した企業経営を進めるべきだと考えます。